

みどり第 1037-4 号
令和 8 年 1 月 7 日

一般社団法人 埼玉県建築士会
一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会
一般社団法人 埼玉県建築設計監理協会
一般社団法人 埼玉県建設業協会
一般社団法人 埼玉県造園業協会

会長 様

埼玉県環境部長（公印省略）

緑化計画届出制度における太陽光発電装置の取扱いの廃止について（通知）

緑化行政の推進につきましては、日頃格別の御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本県では東日本大震災を契機として、太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーの導入を促すため、緑化計画届出制度においても太陽光発電装置の設置面積を緑化面積に算入する取扱いを行ってきました。

その後、太陽光発電装置の導入が着実に進み、令和 5 年度における累計導入量実績は、平成 23 年度と比較すると約 14 倍に増加しています。

一方、ネイチャーポジティブの実現には多様な生物の生息・生育環境となる緑地の創出を一層強化していくことが求められています。

このような情勢を鑑み、太陽光発電装置の設置面積を緑化面積に算入する取扱いは令和 9 年 3 月 31 日をもって廃止することとしたので通知します。

なお、太陽光発電装置の導入については引き続き推進しており、以下のホームページには同補助制度に関する内容を掲載しておりますので御参照ください。

埼玉県環境部エネルギー環境課

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0503/hojyokin2.html>

担当 みどり自然課 みどり創出・担い手支援担当 佐々木
電話 048-830-3149
e-mail a3140-13@pref.saitama.lg.jp